

広島県告示第千二百三三号

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）第二十八条第八項の規定によつて、昭和五十五年広島県告示第千一号で指定した次の鳥獣保護区は、令和五年十月三十一日指定を解除する。

令和五年十月三十日

広島県知事 湯 崎 英 彦

竜王山鳥獣保護区